

検察が恐れる次の「冤罪」

「冤罪」を訴えてきた東電社員殺害事件の元被告、マイナリさんがネパールへ帰った。実は、検察が恐れる「次」が全国にある。

東京電力女性社員殺害事件で再審決定が出た直後、ある検察幹部はため息をついた。

「これは、まだ始まりなんじゃないかな。まだまだ『危ない』のがいっぱいあるから」

ゴビンダ・ブラサド・マイナリさん(45)が釈放された6月7日と翌8日、最高検察庁は全国から再審を担当する検事を集め、対策会議を開いた。足利事件以降、全国各地で再審決定が相次いでいるためだ。それぞれが経験を語り、今後の対応を協議したという。

検察庁が頭を抱えるのは無理もない。地裁、高裁を経て、最高裁が有罪とし、刑もすでに執行中の判決が覆るということは、司法制度の根幹が揺らぐということに他ならない。

なぜ、こうした事態が続発しているのか。

まず最初に、再審制度とはどういうものかを説明しよう。



れている。冤罪を防ぐため、無罪を証明するような新しい証拠が見つかった場合、裁判所に再審請求をすることができ。審理の上、裁判所が再審開始の是非を決定するが、弁護側、検察側の双方がその決定の適否を上級審に仰ぐことができる。最終的に再審が必要となれば、通常の裁判同様、公開の法廷で再審公判が開かれ、判決が出される。

再審請求から決定までは長い時間を要する。弁護側の再審請求から裁判所の再審開始決定まで数年。決定が出て検察が不服とすれば、上級審でまた数年。証拠によっては、検察が冤罪の可能性を認め、途中で「徹底抗戦」を断念することが「人権回復」のポイントにもなるわけだ。

トップダウンで決断

足利事件の例で見てもよい。2000年に無期懲役が確定した菅家利和さんは、02年に宇都宮地裁に再審請求。08年に棄

却され、東京高裁に即時抗告した。東京高裁でDNA鑑定をした結果、菅家さんのDNAと一致しなかった。09年6月、検察庁は「犯人とする理由はない」として菅家さんを釈放。検察が裁判所の再審決定以前に被告を釈放するのは「前例がない」(当時の検察幹部)ことだった。鑑定結果が出てもお、警察や検察には菅家さんを犯人視する見方が強かったが、検察首脳がトップダウンで決断した。当初この首脳のみが、明確に「絶対に菅家さんは犯人ではない」と断言していた。

冤罪事件で、菅家さんが失ったものは計り知れず、警察も検察もいくらか謝罪したところで許されるものではないだろう。それでも検察が無謬神話にこだわりの「徹底抗戦」を続けるよりは、多少はよかったに違いない。

今回の東電社員殺害事件での検察首脳の対応は、それとは対照的だ。

マイナリさんは05年に東京高裁に再審請求。11年、DNAを再鑑定した結果、第三者の存在が浮上した。12年6月7日、東京高裁が「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」として再審開始を決定し、刑の執行を停止。マイナリさんは6月15日、出国した。マイナリさんは帰国してしまつたので、再審公判で万が一、検察がいまも主張する有罪判決が出て、刑に服すことはありえない。事実上「これで終わつた」(検察幹部)わけだが、検察は今なお「徹底抗戦」の構えだ。マイナリさんが正式に「無罪」と認められるには、なお時間を要することになる。

たくさん「後」が控える

事件当時、捜査に当たつた関係者は「あの頃としてはできるだけのことをした。その後、鑑定技術が進んだのであれば、後は爾々と対応するしかない」という。それでも検察が争う理由は、冒頭に述べたように、あまりにたくさん「後」が控えていることもあるようだ。最近、再審決定が出た例を見てもよい。

昨年11月に再審決定が出た福井女子中学生殺害事件。

1986年3月19日、福井市

